

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請の流れ（南アルプス市）

① 住宅改修の場所や内容について、担当のケアマネジャー等に相談します



② 住宅改修費の事前申請

☆提出書類☆

- 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費事前申請書
 - 住宅改修が必要な理由書（P1,2）
 - ケアプラン（給付管理をされている被保険者の場合）
 - 工事費見積書（内訳書）
 - 写真（撮影日の分かるもの）
 - 図面
 - 住宅の所有者の承諾書（住宅改修を行った住宅の所有者が被保険者または同一世帯の世帯員でない場合）
- ・提出された書類などにより、保険給付として適当な改修かどうか確認します。



② 許可（許可は要介護・要支援認定が決定してからになります）

承認通知書の受理（許可が出た被保険者の方へ、市から承認通知書を送付します）

※急な変更がある場合は、介護福祉課へご相談ください。



③ 施行・完成



⑤ 住宅改修費の支給申請・支給決定

☆提出書類☆

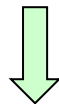
- 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書
 - 領収書（原本）
 - 振込口座の確認ができる通帳コピー（見開き1ページ目）
 - 改修前後の状態を確認することができる写真（撮影日の分かるもの）
 - 住宅改修内訳書
 - 図面
- ・事前申請時に提出された書類との確認などを行い、住宅改修費の支給を必要と認めた場合、支給します。（支給申請から支給決定までは概ね2か月程度の期間を要します）

住宅改修における写真撮影についてお願い（南アルプス市）

住宅改修費支給申請の添付書類である「改修前後の状態を確認することができる写真」に不備や不具合、また、不明確な写真が多いため、次の事柄に注意を払っていただけますようお願いいたします。

<悪い例>

- 改修前の写真を撮影していない。
- 改修前と改修後の写真の撮影位置（角度）が違うため、分かりづらい。
- 写真に日付が入っていない。
- ビス止めなどの固定がしてあることが分かる写真を撮影していない。
- 段差解消した際、段差が確認できない写真がある。
- 室内・廊下が暗く、できた写真が黒ずんで確認が難しい。



改善するために…

<全般にわたる注意事項>

- 写真撮影は、改修前も後も同じ人が撮影するようにし、なるべく同じ位置・角度から撮影してください。
- 写真撮影は、改修前も後も全体が確認できるように撮影してください。
- 写真撮影は、改修（予定）部分が確認できるように撮影してください。
- カメラに日付機能が付いていない場合は、被保険者名・年月日をチョークボードや画用紙などに記入し、改修（予定）箇所の邪魔にならないところに置くか持って、同時に撮影してください。
- 撮影した写真には、必ず番号を記入し、施工者が作成する内訳書と符合するようになしてください。
- 撮影した写真は、なるべく写真貼付用紙に貼り付けていただくようお願いいたします。

<手すりの取り付けにおける注意事項>

- 手すりの取り付けの場合、全体（少し引いた場所から撮影したもの）と部分が見えるよう撮影してください。
- 住宅改修内訳書に記載のある材料がすべて確認できるように撮影してください。

<段差の解消における注意事項>

- 段差解消工事における改修前の撮影は、段差がある部分（改修予定）にもものさしなどをあて、段差（高さ）が分かるように撮影してください（正確な高さは求めません）。
- 玄関や勝手口などに踏み台や式台などを設置する場合や、取付工事を伴うスロープ設置は、全体と固定してあることが確認できる部分（ビス・蝶番止めなど）を撮影してください。

<床材の変更における注意事項>

- 居室を畳敷きから板張りに変更する場合は、改修前も後も全体が分かるように撮影してください。

<扉の取替えにおける注意事項>

- 扉を取り替える場合は、扉全体が分かるように撮影してください。
- 扉を閉めた状態と、扉を全開した状態の写真を撮影してください。

<洋式便器への取替えにおける注意事項>

- 便器を取り替える場合は、トイレ全体が分かるように撮影してください。
- 現在も洋式便器であるが高さが合わないため変更する場合は、ものさし等を当て、高さが分かるようにして撮影してください。

☆お願い☆

撮影の際はこの用紙を現場にお持ちいただき、ご活用ください。

住宅改修における内訳書の記入についてお願い（南アルプス市）

施行事業者が決まり、見積及び内訳書を作成依頼する際に、施行事業者に対して以下の事項に注意を払って頂けるようお願いいたします。

- ① ○○工事一式で○○円という記入は避け、詳細に記入してください。
- ② 大規模改修を予定している場合は、見積書及び内訳書を作成する際に、工事全体分と介護保険の住宅改修費支給対象となる工事分を分け、それぞれ記入してください（介護福祉課への提出は対象工事分のみで可）。
- ③ 撮影した写真には必ず番号を記入し、内訳書と符合するようにしてください。

住宅改修におけるその他添付書類についてのお願い（南アルプス市）

領収書の原本の提出をお願いします。但し、申請時にその場で領収書の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えありません。

被保険者本人名義で記載された領収書を提出してください。